

徳島県高等学校体育連盟研究部細則

第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

第 1 条 この部は徳島県高等学校体育連盟研究部と称する。(以下研究部という。)

第 2 条 研究部の事務所は高体連事務局に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 研究部は徳島県高等学校体育連盟(以下本連盟という。)の健全な発展と推進のため必要な事項を調査研究することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 研究部は前条の目的のため次の業務を行う。

- 1 高等学校生徒の健全な体育の推進に関する各種の調査及び研究
- 2 高等学校生徒のスポーツ振興に関する各種の調査及び研究
- 3 その他本連盟の目的達成に必要な各種の調査及び研究

第 4 章 組 織

第 5 条 研究部は本連盟規約第 6 条に基づき本連盟に加盟する高等学校より各 1 名以上の保健体育科教員により組織する。

第 5 章 役 員

第 6 条 研究部に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 1 委 員 長 | 1 名 |
| 2 副 委 員 長 | 3 名 |
| 3 委 員 | 若干名 |

第 7 条 委員長、副委員長は委員の互選又は推薦により会長が委嘱する。

第 8 条 委員長は部を代表し部務の処理にあたる。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。委員は部務を処理する。

第 9 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補充によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 10 条 研究会及び委員会は必要により会長が招集する。

第 11 条 会議の議長は委員長があたり、決議事項は常任理事会を経て会長の承認を得るものとする。

第 7 章 報 告

第 12 条 研究部委員長は調査または研究の経過及び結果について適時その必要な事項を本連盟に報告する。

附 則

- 1 この細則は昭和 44 年 4 月 19 日より実施する。

(平成 2 年 4 月 21 日 一部改正)